

入社おめでとう

国労水戸



「ご苦労様です」と声をかけチラシを手渡す組合員

水戸地方本部は4月25日(水)、JR東日本水戸支社へ配属された新入社員へ、歓迎の行動を水戸研修センター前で退勤時間に合わせ行いました。

歓迎の行動には地方本部・茨城支部・職協・分会から参加し、スーツ姿の新入社員へ「入社おめでとうございます」「お疲れさま」と元気な声をかけ、地方本部が独自に作成した加入チラシを手渡し国労加入を呼びかけました。

また、中村賢太郎君も行動に参加し、私たちの組織「国労」に是非とも加入お願いしますと訴えました。

国労水戸地方本部
水戸市中央1-1-11
ENYビル2F
029-221-4008
発行責任者 大和田亨
編集責任者 坂本公則

職場・地域の活動に自信を持ち、引き続き、組織拡大に全力をあげよう！



組織加入を訴えよう

4月も下旬過ぎ、桜前線も北上する中、4月25日地方本部は新入社員に対する国労加入布宣伝行動を取り組み、地方本部・茨城支部・土浦・友部・水戸第2各分会から多数の組合員が参加しました。

水戸支社研修が行なわれている訓練センター前に集合し、横断幕やポスター等も準備し訴えました。研修を終えた新入社員は、営業関係・設備関係のグループ

不当解雇とたたかう日本航空労働者に対する引き続く支援の取り組みについて

日本航空の不当解雇に対して、国労として本部指示第26号(2011年11月18日)、により「不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える会」への加入及び「公正な判決を求める署名」等を取り組んできた。

東京地裁に提訴から1年2カ月を経て、3月29日に東京地裁民事36部(乗員裁判)が、30日には民事11部(客室乗務員裁判)が、原告148名の地位確認請求について、整理解雇の4要件(人員削減の必要性、解雇回

避努力義務の履行、人選基準の合理性、手続き等の妥当性)を踏みにじり、法廷で稲盛会長が「雇用を続けることは不可能ではなかった」と述べた証言すら無視した原告請求を棄却する不当判決を言い渡した。

この判決は、経営側の要望に追随し、整理解雇法理を無視して解雇の自由の道を開くもので労働者・労働組合として断じて許せるものではない。

この不当判決を受けて、JAL解雇撤回原告団から国労本部に対して引き続き支援の要請(別紙)が行われた。よって、引き続き支援に向けて以下の取り組みを強化する。

(国労本部指示56号から)

じました。

地方本部は今回の行動をしつかり検証し、不当労働行為やコンプライアンスについて厳しく求めていきたいと思います。

今後は他労組との組織戦が予想されますが、国労は良識と常識的な行動を通じながら新入社員への思いやりをもつて接し、丁寧な説明のもとに国労加入を進めていきます。今後も各級機関は、職場での取り組みの準備と強化をお願い致します。(出羽組織部長)